

義務教育施策の充実に関する重点提言

義務教育施策の充実を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 公立小・中学校の整備費について

- (1) 都市自治体が新增築・解体・老朽化対策・防災機能の強化等の事業を計画的に実施できるよう、当初予算において必要額を確保し、速やかに事業採択するとともに、対象事業の拡大や補助率の1/3から1/2への引上げ、補助単価の実態に即した改善等の財政措置の拡充を図ること。
- (2) 空調設備の設置及び維持・管理、トイレ改修、給食施設整備等については、学習環境の早急な改善が図られるよう、十分な財政措置を講じること。
- (3) 老朽化による事故を未然に防ぎ、児童生徒の安全・安心を確保する大規模改造事業については、交付金制度の延長または、代替メニューを新設すること。

2. 中核市等への教職員人事権等の移譲

- (1) 公立小・中学校及び義務教育学校の教職員の人事権について、広域的な人事交流の仕組みを構築するとともに、中核市をはじめとする都市自治体に所要の税財源措置と併せて人事権を移譲すること。
- (2) 都市自治体が地域のニーズに応じた独自の教育施策を展開することができるよう、学級編制権及び教職員定数決定権等を所要の税財源措置と併せて都市自治体に移譲すること。

3. 教職員配置等の充実について

- (1) 公立小・中学校において、「新しい生活様式」に対応するとともに、GIGAスクール構想により学校のICT化が進む中、教員の質の向上及び確保を図り、多様な子どもたち一人一人を丁寧に指導するため、少人数学級の推進を図ること。
- (2) 公立義務教育諸学校の教職員配置の充実改善について、個に応じたきめ細かな指導の充実が図られるよう、新たな「公立義務教育諸学校教職員定数改善計画」を策定したうえで、地域の実情に合った配置が図られるよう、

所要の措置を講じること。

4. 特別支援教育の充実を図るため、特別支援教育に対応する教職員定数の拡充を行うこと。

また、通常学級に在籍する児童生徒、LD、ADHD、広汎性発達障害等の専門的な教育的支援や医療的ケアを要する児童生徒への支援体制の充実を図ること。

さらに、特別支援教育を担当する専任の教員、特別支援教育支援員、特別支援教育コーディネーター、看護師等の医療教員等の適正配置や施設整備等について、十分な財政措置を講じること。

5. 外国人児童生徒が小・中学校に編入する前に学校教育において必要な生活指導や日本語指導を行うため、「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」の充実を図り、都市自治体が行う初期適応指導教室（プレクラス）の取組等に対する支援を更に充実すること。

また、日本語指導等を必要とする帰国・外国人児童生徒が急増している現状を踏まえ、早急に教職員配置の充実を図るとともに、日本語指導等を行う支援員等の配置を充実させるため、人材確保等に必要な支援及び財政措置の拡充を図ること。

6. 小学校の外国語活動、中学校の外国語学習等の円滑な実施のため、正規教職員の確保や地域の実態に即した外国語指導助手等の確保・配置に必要な支援策及び財政措置の拡充を図ること。

7. GIGAスクール構想の推進について

- (1) ICT環境の維持・改善等に係る財政措置について

児童生徒1人1台端末及びネットワーク環境の整備後においても、ICT環境の維持・改善に必要な経費について、すべての団体において的確に対応することができるよう、国の責任において必要な財政措置を継続して講じること。

また、通信業者に対し、端末の通信料の軽減に向けた料金体系の構築を働きかけること。

(2) デジタル教科書に係る財政措置について

学校教育におけるICT活用を積極的に進めるうえで、指導者用デジタル教科書及び学習者用デジタル教科書は必須であることから、都市自治体がデジタル教科書を購入するに当たっては、十分な財政措置を講じること。

また、将来的には、現在使用している紙の教科書と同様にデジタル教科書が無償となるよう、所要の制度改正を図ること。

(3) 学習用ソフトウェアの購入等に対する財政措置等について

都市自治体が有償で購入する学習用ソフトウェアやセキュリティシステム等に係る経費について、継続的かつ十分な財政支援を講じること。

(4) ICT教育人材の配置の充実等について

1) 教職員のICT機器の活用スキルの向上及びICT機器を最大限に活用した授業の推進を図るため、ICT支援員については公立小・中学校等4校に1人、GIGAスクールサポーターについては公立小・中学校等4校に2人とされている配置水準を引き上げるとともに、財政措置を拡充すること。

2) ICT活用に関する教員研修等に要する費用について、必要な財政措置を講じること。

(5) 教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和4年3月）に基づく「アクセス制御による対策を講じたシステム構成」への円滑な移行を図るため、学校施設のみならず、関連自治体施設相当分についても補助対象とすること。